(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
中之条町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中之条町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中之条町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月一日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県尾鷲市大字南浦字佛ソハ二九二八、二九二九、字汐ノ下り付二九三三、二九三七から二九三九まで、二九四二、二九四八、名柄町字白倉三九六の四から三九六の一九まで、字西白倉三九七の二、三九七の三、三九七の五から三九七の一〇まで、字中山三九九の一から三九九の二八まで、字中戸山四〇〇の一から四〇〇の一三まで、四〇一の一から四〇一の七まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月一日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀字平尾一ノ瀧一七二一、一七二三、海山区便ノ山字高原五五二の一・五五三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、紀伊長島区十須字下モ十須谷六八の七、七〇（次の図に示す部分に限る。）、字多ノ谷五六九の三、五六九の四、五六九の一一、五六九の一二、五七〇、尾鷲市大字南浦字真砂クグリ木二六五一、二六六八、賀田町字水呑一四五の五、二七四の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月一日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県芳賀郡茂木町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
茂木町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月一日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年五月一日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字浄土字峠ノ谷二〇三の一、二〇三の二、字奥清戸上九七三の一、大字真名字土城谷一三、一四、一七、字汁谷二六八の二から二六八の一六まで、字小谷二七〇の三、二七〇の六から二七〇の一九まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字真名字土城谷一三・一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。